

令和 年 月 日

公正取引委員会事務総局
官房総務課会計室長 殿

所 在 地

事 業 者 名

代 表 者 名

担 当 者 名

担当者連絡先

機密保持誓約書

当社は、「特定個別案件の企業結合審査における経済分析の外部委託」の仕様書に対する企画提案書を作成するに当たり、以下に示す条項を遵守します。

第1 (機密情報)

- 1 本誓約における機密情報とは、次の各号のいずれかに該当する情報をいいます。
 - (1) 本件に関連して貴委員会から開示された資料の内容に係る情報
 - (2) 本件の仕様に関して提出した質問に対する回答に係る情報
- 2 前項にかかわらず、当社が次の各号のいずれかに該当する情報である旨を証明する通知をし、貴委員会が当該通知の内容が適正であるものと判断した場合には、当社は当該機密情報に係る機密保持義務を負わないものとします。
 - (1) 開示の時に既に当社が保有していた情報 (既知)
 - (2) 開示の時に既に公知であった、又は開示後、当社の責めによらず公知となった情報 (公知)
 - (3) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者により守秘義務を負うことなく当社が入手した情報 (第三者知得)
 - (4) 当社が、機密情報によらず、独自に開発した情報 (独自開発)

第2 (機密保持の誓約)

- 1 当社は、貴委員会からの書面による事前の承諾を得ることなく、提供された機密情報を第三者に開示、貸与、翻訳依頼及び指定場所からの持出し、その他情報が漏えいするおそれのあ

る一切の行為をしないことを約束します。

2 当社は、機密情報を、本件の実施に合理的に必要な範囲内でのみ複製することを約束します。なお、複製した情報についても機密情報とみなします。

3 当社は、今回誓約する機密保持義務を遵守するため必要な措置を実施します。

4 当社は、当該機密情報を知る必要のある自己の組織に所属する本件に関与する職員のみに関示するものとします。

5 当社は、機密情報漏えい事案が発生した場合には、直ちに、貴委員会への事実報告及び当該機密情報を回収するために必要な措置を講じ、被害を最小限に抑えるよう最大限の努力を払います。

第3 (目的外使用の禁止)

当社は、貴委員会からの書面による事前の承諾を得ることなく、機密情報を本件以外の一切の目的に使用しません。

第4 (機密情報の廃棄等)

当社は、本件に係る調達の開札が実施された時又は貴委員会から要求があった場合には、機密情報及びその複製物を直ちに廃棄した上でその旨報告し、又は返還します。

第5 (異動等の後の機密保持)

当社は、開示を受けた機密情報については、本件に係る調達の受注者が決定された後も、貴委員会からの書面による合意を得ることなく開示し、又はいかなる用途でも使用しません。また、本件に関与する職員が現在の役職から異動又は退職した場合も同様です。

第6 (損害賠償)

本誓約書に違反して、貴委員会の機密情報を開示、漏えい又は使用した場合、法的な責任を負担することを確認し、これにより貴委員会が被った相当因果関係の範囲内の損害を賠償することを約束します。

第7 (管轄裁判所)

本誓約書に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属の合意管轄裁判所とします。

第8 (協議)

本誓約書に定めのない事項、その他本誓約書の条項に関して疑義が生じた場合は、貴委員会と当社の協議により、円満に解決を図ります。